

対 象	支援策 *【】内は制度の主体(例:【国】=国の制度)	概 要	問 合	
【個人向け】生活支援				
生活資金に困っている	県営住宅入居者および新規入居者 居住する住宅からの退去を余儀なくされた方	10 県営住宅による支援 【県】	<ul style="list-style-type: none"> 家賃の支払いが困難な場合、収入減少後の所得階層に見合った家賃に減額。また、連帯保証人が見つからない場合、連帯保証人を免除 解雇などの理由により、住宅から退去を余儀なくされた方に対し、収入状況に関わらず県営住宅を一時提供 	県住宅供給公社 ☎0584-81-8503
	市営住宅入居者および新規入居者 居住する住宅からの退去を余儀なくされた方	11 市営住宅による支援 【市】	<ul style="list-style-type: none"> 家賃、敷金および駐車場使用料の支払いが困難な場合、収入の状況により減免または猶予。また、連帯保証人が見つからない場合、連帯保証人を免除 解雇などの理由により、住宅から退去を余儀なくされた方に対し、収入状況に関わらず市営住宅を一時提供 	建築住宅課 ☎35-3176
	感染症の影響により失業した方や就労環境の悪化により就労の機会を失った方など	12 臨時職員の緊急雇用 【市】	<ul style="list-style-type: none"> 各種支援事業の業務などを行う臨時職員(会計年度任用職員)を雇用 *必要に応じて、市【HP】およびハローワークを通じて募集します。また、事前に臨時職員登録者カードを提出することで、臨時職員として雇用する制度もあります。 	総務課 ☎35-3133
新型コロナウイルスに感染したら	感染症にかかった方	13 新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費の公費負担 【国】	<ul style="list-style-type: none"> 感染症法に基づき、感染者の自己負担をすべて公費負担 	厚生労働省 結核感染症課 ☎03-5253-1111
	給与等の支払いを受けている国民健康保険および後期高齢者医療加入者で感染症にかかった方または疑いのある方で仕事を休んだ方	14 国民健康保険および後期高齢者医療における傷病手当金の給付 【国・市】	<ul style="list-style-type: none"> 傷病手当金を給付 支給期間:仕事を休んだ日から起算して3日を経過した日(4日目)から1年6カ月を限度 対象日:支給期間のうち勤務することを予定していた日 手当金額:直近3カ月の1日当たり平均給与額の2/3×対象日数(対象日に受け取った給与などが手当金額を超える場合は支給しない) 	市民課 ☎35-3003
子どもがいる方のために	児童扶養手当の受給資格がある世帯または同じ水準となっているひとり親世帯	15 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) 【国】	<ul style="list-style-type: none"> 低所得のひとり親世帯に対し、児童一人当たり一律5万円を支給 ①公的年金などを受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当が支給されていない方 ②感染症の影響により収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている方 *ひとり親世帯以外分との併給は不可(~2月末) 	子育て支援課 ☎35-3140
	令和3年度の住民税が非課税または令和3年1月1日以降それに準ずる収入となっている子育て世帯	16 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分) 【国】	<ul style="list-style-type: none"> 低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり一律5万円を支給 ①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者で住民税均等割が非課税の方(申請不要) ②令和3年5月分以降、新規に児童手当受給者となり、住民税均等割が非課税の方(申請不要) ③令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母などで、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となっている方 *ひとり親世帯分との併給は不可(~2月末) 	
	平成15年4月2日~令和4年3月31日生まれの児童を養育する保護者(保護者の所得が児童手当(*本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合)	17 子育て世帯への臨時特別給付金 【国】	<ul style="list-style-type: none"> 下記対象の子育て世帯に対し、児童一人当たり一律10万円を支給 ①令和3年9月分の児童手当(*本則給付)支給対象となる児童(申請不要(公務員を除く)) ②9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれ)の児童(保護者の所得が児童手当(*本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合) ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当(*本則給付)の支給対象となる児童(新生児) *本則給付とは、児童手当法の所得基準額未満の方の給付のこと(特例給付以外)。(~3月末) 	